

Title	伝習館高校事件最高裁判決
Sub Title	
Author	野村, 文男(Nomura, Fumio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.4 (1992. 4) ,p.169- 178
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920428-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伝習館高校事件最高裁判決

〔事実〕

福岡県立伝習館高等学校教諭であったX₁およびX₂は昭和四一年四月以降、また同X₃は昭和四四年四月以降、いずれも同校に勤務し社会科（倫理・社会、政治・経済、日本史、地理など）を担当していたが、福岡県教育委員会Yは、昭和四五年六月六日X₁ら三名に対し、それぞれ以下の理由をもって、地方公務員法第二九条第一項各号に基づき各懲戒免職処分を行った。

X₁は、昭和四三年四月以降再三にわたり、学校新聞などに現体制を否定するなどの特定思想を生徒に鼓吹する文章を寄稿掲載し、さらに同四五年二月一〇日には「国家幻想の破砕を」と題する文章を作成して生徒に配布し、建国記念の日を否定する趣旨の呼びかけを行うなど、生徒に対し特定思想の鼓吹を図った。また昭和四二年度、同四三年度および同四四年度の担当科目の授業において所定の教科書を使用せず、かつ同四四年度に

野村文男

おける生徒の成績評価に関して所定の考査を実施せず、一律に六〇点という評価を行った。

X₂は、昭和四四年度の担当科目の授業において所定の教科書を使用せず、かつ高等学校学習指導要領に定められた当該科目の目標および内容を著しく逸脱した出題を再三行ったほか、しばしば当該教科とは関係ない雑談ないし当該教科から逸脱した授業を行ったため、授業内容・態度に不満を抱いた生徒らがしばしば授業を放棄したにもかかわらずこれを放任するなど、生徒に対する指導監督を怠った。

X₃は、昭和四四年度の担当科目の授業において所定の教科書を使用せず、かつ高等学校学習指導要領に定められた当該科目の目標および内容を逸脱した指導を行った。また同年度における生徒の成績評価に関して所定の考査を実施せず、レポート提出による成績評価を行ったが、その際レポートを提出したもの

は全員一律に六〇点、提出しなかったものは一律五〇点と評価した。

そこで、X₁らは、右処分理由には事実誤認ないし法令解釈の誤りがあり、とりわけ学習指導要領自体には何ら法的拘束力はなく、また教師には教科書使用義務はないうえ、右処分の際には同人らに対する事前の聴聞もなく、処分は実体的にも手続的にも処分権限の濫用で違法であるとして懲戒処分の取消しを求め出訴した。

第一審(福岡地裁昭和五三・七・二八判時九〇〇号三頁)・原審(福岡高裁昭和五八・一二・二四判時一〇一〇号三頁)ともに、X₁については懲戒権者の裁量権の逸脱はないとして請求を棄却したが、X₂、X₃については裁量権の逸脱があるとして懲戒処分を取り消した。これに対しYが上告したのが本件であり、最高裁は原判決を取り消した。

(なお、第一審で結論が分かれたため、控訴審からは事案として二つに分離されたが、本件と同日に上告棄却の判決が言い渡された(判時一三三七号四頁以下)、結局各懲戒処分はすべて裁量権の範囲内にあり適法であると判断されたことになる)。

- (行政処分取消請求事件、最高裁昭五九行ツ四四号、平二・一・一八小法廷判決、上告棄却)
- 一 福岡地裁昭四五行ウ五〇号、昭五三・七・二八判決、二審福岡高裁昭五三行コ二六号、昭五八・一二・二四判決。
- (行政処分取消請求事件、最高裁昭五九行ツ四六号、平二・

一・一八小法廷判決、破棄自判

一 審福岡地裁昭四五行ウ五〇号、昭五三・七・二八判決、

二 審福岡高裁五三行コ二七号、昭五八・一二・二四判決

〔判示事項〕

一 昭和四四年当時の高等学校学習指導要領(昭三五文部省告示九四号)の効力

二 高等学校教育における教師の教科書使用義務(学校教育法二一条一項・五一条準用)の存否及び内容

三 所定の教科書を使用せず、生徒の成績を一律に評価したことを理由とする高等学校教諭に対する懲戒免職処分が適法とされた事例

四 教育関係法規に違反する授業をしたことなどを理由とする県立高等学校高諭に対する懲戒免職処分が懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱したものとはいえないとされた事例

〔判旨〕

「高等学校学習指導要領(昭和三五年文部省告示第九四号)は法規としての性質を有するとした原審の判断は、正当として是認することができ、右学習指導要領の性質をそのように解することが憲法二三条、二六条に違反するものでないことは、最高裁昭和四三年(め)第一六一四号同五年五月二一日大法廷判決(刑集三〇巻五号六一五頁)の趣旨とするところである。原判決に所論の違法はなく……」。

また「学校教育法五一条により高等学校に準用される同法二

一条が高等学校における教科書使用義務を定めたものであるとした原審の判断は、正当として是認することができ、右規定をそのように解することが憲法二六条、教育基本法一〇条に違反するものでないことは、前記最高裁判決の趣旨に徴して明らかである。また、原審の適法に確定した事実関係の下において、上告人は昭和四三年及び同四年度の倫理社会の授業において右の教科書使用義務に違反したとした原審の判断は正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく……」

「懲戒事由に該当するX₂X₃の前記各行為は、高等学校における教育活動の中で重要な部分を占める日常の教科の授業、調査ないし生徒の成績評価に関して行われたものであるところ、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教諭に認められるべき裁量を前提としてもなお、明らかにその範囲を逸脱して、日常の教育のあり方を律する学校教育法の規定や学習指導要領の定め等に明白に違反するものである。しかもX₂X₃の右各行為のうち、各教科書使用義務違反の点は、いずれも年間を通じて継続的に行われたものであり、調査の出题及び授業はその内容自体からみて、当該科目の目標及び内容からの逸脱が著しいとみられるものであること等をも考慮するときは、X₂X₃の右各行為の法規違反の程度は決して軽いものではないといふべきである」。

また、「X₂X₃が行った前記のような特異な教育活動が、同校の混乱した状態を助長するおそれの強いものであり、また、生徒の父兄に強い不安と不満を抱かせ、ひいては地域社会に衝撃

を与えるようなものであったことは否定できないところであって、この意味におけるX₂X₃の責任を軽視することはできない」。

このほか、本件処分前に別の懲戒処分を受けていることも「X₂X₃の法秩序軽視の態度を示す事情として考慮されなければならない」。

「以上によれば、Yが所管に属する福岡県下の県立高等学校等の教諭等職員の任免その他の人事に関する事務を管理執行する立場において、X₂X₃の前記各行為の性質、態様、結果、影響等のほか、右各行為の前後におけるX₂X₃の態度、懲戒処分歴等の諸事情を考慮のうえ決定した本件各懲戒免職処分を、社会観念上著しく妥当を欠くものとまではいいい難く、その裁量権の範囲を逸脱したものと判断することはできない」。

〔評 釈〕

一 本件事案は直接的には公務員懲戒処分の違法（裁量権行使の濫用）が問題とされているが、その前提問題として、教師の日常的な教育活動について学習指導要領ないし教科書使用義務に照らした法的評価が加えられたはじめての事例として注目をあつめたものである。最高裁によって「学習指導要領は法的拘束力をもつ、あるいは教科書使用の義務が課されている。教師の継続的な日常的な教育活動は、当然、かかる法的基準を遵守したものでなければならぬ。そうでなければ「違法」と評価されるのであり、したがって、公務員法上、法令違反を理由に懲戒処分がなされる（地方公務員法二九条一項）。そして当該懲戒処

分の司法審査は、当該処分が社会観念上著しく妥当性を欠くかどうかの観点からなされる。」ことが確認されたものといわれる。

二 学習指導要領の法的性質ないし法的拘束力については見解の分かれるところであるが、最高裁昭和五一年五月二一日大法院判決（刑集三〇巻五号六一五頁、判時八一四号三三頁）は、以下のとおり判示している。

「わが国の法制上子どもの教育の内容を決定する権能が誰に帰属するとされているかについて、一つの見解は、「公教育制度……において支配し、実現されるべき……国民全体の教育意思は、憲法の採用する議会制民主主義の下においては、……国会の法律制定を通じて具体化されるべきものであるから、法律は、当然に、公教育における教育の内容及び方法についても包括的にこれを定めることができ、また、教育行政機関も、法律の授権に基づき限り、広くこれらの事項について決定権限を有する」と主張する。これに対し他の見解は「子どもの教育は、憲法二六条の保障する子どもの教育をうける権利に対する……責務をになう者は、親を中心とする国民全体であり、……権力主体としての国の子どもの教育に対するかかわり合いは、右のような国民の教育義務の遂行を側面から助成するための諸条件の整備に限られ、……教育は、その実施にあたる教師が、その教育専門家としての立場から、国民全体に対して教育的、文化的責任を負うような形で、その内容及び方法を決定、遂行すべきものであり、そのことはまた、憲法二三条における学問の自由

の保障が、……「教育の本質上」教授の自由をも含む……と解すべきことによっても裏付けられる」と主張するのである。

当裁判所は、右の二つの見解はいずれも極端かつ一方的であり、そのいずれをも全面的に採用することはできないとして、次のごとく結論づける。

「教育を受ける権利」を保障する憲法二六条の「規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、……子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有する……、換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」。しかしここから教育内容決定権の所在に関する一定の結論は当然には出てこない。

「確かに、憲法の保障する学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含む……更にまた、普通教育の場においても、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならない」という本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。しかし……子どもの側に

学校や教師を選挙する余地が乏しく、教育の機会均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等に思いをいたすときは、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることはとうてい許されない。」

「子どもの教育の結果に利害と関心をもつ関係者が、……それだけの立場からその決定、実施に対する支配権ないし発言権を主張するのは極めて自然な成行きといふことができる。」「親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮すべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあられる……また、私学教育における自由……も、それぞれ限られた一定の範囲においてこれを肯定するのが相当である」。

「それ以外の領域においては、一般に社会公共的な問題について国民全体の意思を組織的に決定、実現すべき立場にある国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有するものと解さざるをえず、これを否定する理由ないし根拠は、どこにもみいだせないのである。」「もとより政党政治の下で多数決原理によつ

てされる国政上の意思決定は、……本来人間の内的価値に關する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育……に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、……子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは憲法二六条、一三条の規定上からも許されないと解することができるけれども、これらのことは、……子どもの教育内容に対する国の正当な理由に基づく合理的な決定権能を否定する理由となるのではない。」

この学習指導要領は法規としての性質を有するとした原審の判断を是認したが、この部分の判示は、形式において法規性を有するという趣旨なのか、本件においてXの懲戒事由の根拠となった学習指導要領の具体的部分が法規性を有するという趣旨であるか必ずしも明確ではない。

三 教師の教科書使用義務の存否及び内容について、一審判決では右義務を肯定しながらも、教科書を諸教材の中で中心的教材として使用する義務と肯定することはできず、教科書の教え方や補助教材との使用上の比重等は教師の教育方法の自由委ねられていると解したのに対して、二審判決では、教科書のありべき使用形態は授業に教科書を持参させ、原則としてその内容の全部について教科書に対応して授業することであるとした

上、教科書を主たる教材として使用する義務があると明確に認められている点が注目に値する。

小学校においては、必ず教科書を使用しなければならず、かつ使用する教科書は、検定教科書又は文部省著作の教科書でなければならぬという説（昭和二六年二月一〇日文部省初等中等教育局長回答、鈴木勲編著、逐条学校教育法一六一）と、教科書を使用するか否かは学校・教師の自由であつて、学校で教科書を使用する場合には検定教科書か文部省著作の教科書でなければならぬとする説（兼子、教育法（新版）四一八）とがあり、本判決は高等学校の教師は学校において教科書を使用すべき法的義務を負うことを認めたものである。そこで如何なる場合に教科書を使用したということができるかという教科書の使用形態をみるに、「教科書の使用義務を認めるのは、教育の一定水準の維持等という目的と教授技術上の有効性にあるのであるから、教科書のあるべき使用形態としては、授業に教科書を持参させ、原則としてその内容の全部について教科書に対応して授業することをいうものと解するを相当とする。なお教科書の発行に關する臨時措置法二条一項の規定から教科書が主たる教材として使用されることを要すると主張するところ、同規定は同法の教科書の定義を定めたものに過ぎないので、右規定を教科書の使用義務の内容として採用するのは相当でないが、通常の教科書の内容と本件学習指導要領に定められた授業時間を見ると、右教科書を使用しての授業でその教科科目の授業時間の大半を要する

ものと認められるので、教科書の使用形態を前記のとおり解する限り、教科書を主たる教材として使用する義務があることになる。そして、右教科書を使用しての授業において、教科書の棒読みの如きは教授技術上相当でないことは勿論であり、教師においてその方法に創意工夫が求められることはないまでもない。

このように、教科書を使用するとは、原則としてその内容の全部について授業することをいうものであるが、このことをなした上、その間に、教師において、適宜、本件学習指導要領の教科、科目の目標及び内容に従つて教科書を直接使用することなく、学問的見地に立つた反対説や他の教材を用いての授業をすることも許されると解するのが相当である。このことは学教法二条二項がいわゆる補助教材の使用を認め、本件学習指導要領が社会の各科目の指導計画作成および指導上の留意事項において適宜他の教材の利用・読書・社会調査、見学、討議の学習活動の活用が望まれるとしていることから明らかである。

教科書使用義務を以上のように解すれば、戦前の国定教科書中心主義に対する反省からの学習活動の多様化も図ることができ、教科書使用義務を認めても、教師の自主性をそこなうこともなく、教育に対する不当な支配であるというとはなく、教師に教授方法の創意工夫の余地が充分存するものといふことができる」と判示している。

四 本件処分懲戒権濫用の主張について

地公法二九条一項は「職員が左の各号の一に該当する場合に

おいては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」として、四種の懲戒処分を定めているが、同法は、職員に同法所定の懲戒事由がある場合、懲戒権者が懲戒処分を行うかどうか、これを行うときいかなる処分を選択すべきかを決するについて、公正であるべきこと（二七条一項）、平等取扱いの原則（二三条）及び不利益取扱いの禁止（五六条）に違反してはならないことを定めている。そして、その他の点については具体的な基準を設けておらず、懲戒権者が懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該職員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の職員及び社会に与える影響等、諸般の事情を総合して行う判断に委ねられ、その裁量に任されているものと解される。したがって、右の裁量とはもとより恣意にわたることをえないものであるが、懲戒権者が右裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて、裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。

そこで、右見地に立って本件についてみると、処分事由のうち懲戒処分事由に該当するものは、前記の通りであるが、建国記念日の校舎使用は著しい事由とはいえないものの、教科書使用義務違反はほとんど教科書を使用しなかったものであり、課題研究を命じて生徒を放任した点、考査不実施及び一律評価

（注意を受けた後も一律に評価している。）と共に、職務上の義務に違反し、職務を怠ったものとしては程度の高いものであり、また、大学受験教育批判行為も度を過ぎたものというべきである。

右の処分理由とされる行為の性質、態様、影響等に照らすと、処分事由の中に理由のないものがある等の事情や免職処分の重大性を考慮しても、本件処分が社会観念上著しく妥当性を欠き裁量権の範囲を逸脱し濫用したものであるというとはできない。

ところで、原審は裁量権を逸脱していると判断し、最高裁は裁量行使が社会観念上著しく妥当性を欠くとはいえないと判断したのであるが、この結論の相違はどこからきたのかというと、それは事実の有無ではなく、また裁量審査の方式の違いでもなく、ただ違反行為の評価に帰せしめられている。すなわち、原告の行為が明白に違反し、継続的に行われ、逸脱の程度が著しく、法規違反の程度は決して軽くないとの評価にある。さらに、原審が、原告の教育活動が生徒の政治的活動ことに暴力的なそれを指導ないし教唆煽動したとは認められないとしたのに対し、最高裁は同校の混乱した状態を助長し、父兄に強い不安と不満を抱かせ、地域社会に衝撃を与えるようなものであったとみる。直前に懲戒処分の前歴があることも法秩序軽視の態度を示す事情として考慮された。それゆえに社会観念上著しく妥当性を欠くものとははいえないとの結論になるわけである。

かかる価値評価にあたっては、公務員の争議行為の違憲性が

懲戒処分の評価に反映しているように、ここでは教育に対する一定のものの見方が反映せざるをえないのではないかと思われる。授業・考査・成績評価といったことが高等学校の教育活動で占める比重や、教師の教育の自由と学校教育法、学習指導要領などの定めとの関係づけ、総じてあるべき学校環境秩序を裁判所がどう理解しているかが重要なファクターとなっている。また、当時の特殊な社会状況がある。当時は全国で学生運動の嵐が吹き荒れた時代であり、高校においても本件のような混沌とした学校運営や「教育活動・学内活動」がけっしてめずらしいものではなかった時代でもあった。このような時代状況をふまえながら、教育そのものを現時点において如何に認識し、実践してゆくかを各々の立場で十分再検討しなければならぬことが山積しているのではないだろうか。

X₁らの授業は子どもへの教育を受ける権利を無視するものであって、このような教員に子どもへの教育を付託して良しとする親は皆無に近いと考えられる。そして親や子どもに公立学校の教員を選ぶ権利はなく、他方X₁らの服務義務違反が、独善的、確信犯的行為である以上、懲戒免職として公務員関係から排除する以外に子どもへの教育権を回復し、親の信託に応える方法は無いとする県教育委員会の立場、教育義務をはたさなければならぬことも理解せざるをえないものである。

五 手続の違法性について

原告らは、公務員としてその身分が保障されなければならぬ

のみならず、個人として立法その他国政の上で最大の尊重が保障されている（憲法一三条）にもかかわらず、懲戒免職処分というもつとも厳しい処分に当り、なんら「公開聴問」の機会を与えられなかった。これは憲法一三条に違反したものとわざるをえない。とくに原告らは教育公務員であり、教員の身分は尊重すべきことが学校教育法六条二項により強く要求されている。いずれの点からしても、聴聞の機会を与えず懲戒免職処分にしたことは、甚だしくその職権を濫用したそしりを免れ得ないばかりか、地公法二七条一項、憲法一三条、同二二条に違反し、本件懲戒免職の行政処分は取り消されるべきものたるのみならず、原告らの法的地位にたいする重大かつ本質的侵害として無効とさえいふべきであると主張した。

これに対する反論として、①憲法三一条は刑事手続に関する規定であって、特別権力関係内部における行政監督作用である懲戒処分にはかわりのないものである。これはアメリカ合衆国憲法の適正手続の原理に由来するものであることにかんがみ、個人に対して、その生命もしくは自由を奪いその他刑罰を科するには、法律の定める適正な手続によらなければならない旨を規定したものである。かりに行政手続に適用されるとしても個人の生命、身体の自由を奪い、個人の意思と無関係に刑罰類似の制裁を科する手続、たとえば少年法による保護処分（同法二四条、伝染予防法による強制処分など）について適用されるにとどまると解すべきである。

およそ公権力の行使たる行政は、国会において制定された法律に基づいて行われなければならない、ことに国民の権利義務に関する重要な事項については法律においてこれを明確にすべきことは、憲法四一条、一三条の趣旨に照らしても当然のことであり、かかる法治主義（法律に基づく行政）の原則は、現代における行政の基本原理である。しかし、処分に関する権限、基準、手続などのうち、どの範囲でどのように法律で定め、どの範囲を命令等の下位法に委ねるかは、結局は立法の裁量に属するというべきであるから、このことをもって直ちに法治主義（法律に基づく行政）の原則に違背し、違憲であるとは断定できないといわざるをえない。

地公法二九条二項は「懲戒処分の手続及び効果は条例で定め」と規定している。懲戒処分を選択について任命権者の広い裁量権が認められているのと同様、懲戒の手続についても、地方公共団体の立法である条例をもって任意に決定すべきこととされているのである。条例の中に懲戒処分の手続として、処分に先立って職員に弁解の機会を与えなければならない旨の条項が設けられている場合に限って、弁明の機会を与えなければならないのであるところ「福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」にはかかる規定は設けられていない。

XIらの主張は、実定法の根拠なき独自の主張であって、失当というほかはないとした。

けだし、明確な、実定法主義そのものの解釈である。開かれ

た行政、民主的行政、行政参加という点において、国民、市民が主体者として意見を表明し、公聴会等に参加することなど現在では積極的にとり入れられてきているが、また、免許の取消処分等の不利益処分については、事前に、事実認定、その他行政庁が認識できない事由等を聴聞することによって明白になり、その明白な事実にもとずいて（取消）処分をして、相手方の納得のいく行政が要請されている。しかし公務員の場合には特別権力関係内部における行政監督作用として懲戒処分がなされるので、一般私人の例と対比することは意味がうすいものである。処分そのものは行政庁の責任と権限においてされるものであるからである。

おわりに

わが国は憲法前文に明らかなとおり、国民の信託に基づき、国民の代表者によって国政が行われる民主主義を人類普遍の原理としてこれを採用している。わが国教育はこの憲法の理念及びこの理念に基づいて制定された教育基本法に則って実施されるべきものである。高等学校教育は民主主義—法治主義の成員として、その基本原則を遵守し、責任をはたしうる心身ともに健全な国民の育成を目標として行われるべきものである。

ただ戦前の国家主義的教育の反省のうえに戦後の民主主義教育を如何に確立していくかは、単に教育専門家だけではなく、学習権主体たる子ども、親、教師、国民全体、国家が今後とも十分に考えていかねばならぬことであり、本件の場合も、これ

を契機にさらに慎重に論議をつみかさねていかねばならない。

〔参考文献〕

- 「学習指導要領の法的拘束性」法律時報六二巻四号特集
- 「学習指導要領の改訂をめぐって」ジュリスト九三三四号特集
- 「教師と新学習指導要領」季刊教育法八〇号総特集
- 上村貞美「本判决評釈」法学教室一一七号九四頁
- 岩淵正紀「本判决評釈」法曹時報四二巻六号二一〇頁
- 岩淵正紀「本判决評釈」ジュリスト九五四号九七頁
- 森英樹「本判决評釈」法学セミナー四二四号二一〇頁
- 田中館昭橋「法令解説資料総覧九八号九四頁
- 佐藤司「判例評論三八〇号（判例時報一三五五号）二二頁

〔商法 三二一〕

一人会社の代表取締役が株主総会の特別決議を経ずにした経営委任

〔参照条文〕

商法二四五条、三四三条

〔事実〕

X会社はタクシー運送業を営む株式会社である。Yは勤務していた他のタクシー会社を昭和四十六年頃退職し、X会社に雇用

成嶋隆「判例セレクト'90（法学教室一二六別冊）一四頁
神戶税関事件判決（最判昭和五二・一二・二〇）民集三二巻七号一一〇頁

学力テスト事件最高裁判決（最判昭和五一・五・二二）刑集三〇巻五号六一五頁、判例時報八一四号三三頁、別冊ジュリスト憲法判例百選（第二版）I「教育を受ける権利と教育権」三〇頁

兼子仁「教育法」（新版）四一八頁
山崎真秀「現代の国家権力と法・教育」筑摩書房「現代法律学全集」五三巻五五頁、有倉遼吉「教育の国家基準」二三三頁

大学基準協会「大学基準協会十年史」二〇六頁
牧征名「教科書使用の法的性質」季刊教育法三〇号三七頁
平原春好「日本の教育課程」一八八頁

損害賠償請求事件
（京都地裁昭五六（ワ）一六六一号（確定）
昭六一・五・七民一部判決、兼却）
判例時報一二〇四号一四四頁、判例タイムス六一七号一四九頁

され、営業部長の役名のもとに労務管理の仕事に従事していたが、昭和四七年頃取締役に就任した。X会社の代表取締役Aは、当時X会社の全株式を保有していたが、他にも各種の会社を経営して忙殺されていたので、X会社の経営に関与することが困難であった。そこで昭和四七年六月頃、X会社の経営をYに委